

岩手県農業農村整備事業関係 週休2日工事実施要領

(目的)

第1 本実施要領は、岩手県農業農村整備事業関係の県営建設工事における週休2日を確保する工事を実施するために、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 週休2日

作業日数内において以下に定める現場閉所を行うことをいう。

ア 完全週休2日（土日祝）

作業日数内において土曜日、日曜日並びに国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を現場閉所すること。

イ 完全週休2日（土日）

作業日数内の各週において土日の現場閉所を原則とし、かつ対象期間内で4週8休以上（現場閉所率28.5%（8日/28日）以上）の現場閉所を行うもの。なお、受注者自らが土日以外（祝日など）にも現場閉所することは可能とする。

また、事前の指示・協議により、災害対応や地元調整等から土日の施工が指定された場合、悪天候により稼働日数が極端に少なくなる場合など、やむを得ないと認められる場合は土日に代わる現場閉所日を設定できるものとする。

ウ 月単位の週休2日

作業日数内において、全ての月で4週8休以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。

月単位の4週8休とは、作業日数内の全ての月毎に現場閉所率が、28.5%（8日/28日）の水準の状態をいう。ただし、暦上の土曜日・日曜日の閉所では28.5%に満たない月は、その月の土曜日・日曜日の合計日数以上に閉所を行っている場合に、4週8休（28.5%）以上を達成しているものとみなす。

なお、降雨、降雪等による予定外の現場閉所日についても、現場閉所日数に含めるものとする。

エ 通期の週休2日

作業日数内において、4週8休以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。

通期の4週8休とは、作業日数内の現場閉所率が28.5%（8日/28日）の水準の状態をいう。

(2) 週休2日工事

岩手県が発注する農業農村整備事業関係の工事のうち、週休2日に取り組む工事をいう。

(3) 現場閉所

現場事務所等での事務作業を含め、1日を通して作業を一切行わないことをいう。ただし、現場安全点検（巡視）作業等、現場管理上必要な作業を行うことは可とする。

(4) 作業日数

実工期から以下の日数を除いた日数をいう。

ア 準備及び後片付け期間

イ 年末年始を挟む工事では年末年始休暇分として12月29日から1月3日までの6日間

ウ 8月を挟む工事では夏季休暇分として土日以外の3日間

エ 工場製作のみを実施している期間

オ 工事全体を一時中止している期間

カ 発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間、受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間等

受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間が生じる場合は、受発注者間で協議し

て現場閉所による週休2日の対象外とする作業と期間を決定するとともに、変更契約時の設計図書に対象外とする作業と期間を明示する。ただし、現場閉所による週休2日の対象外とする期間は災害対応等のやむを得ない期間に限定すること。

やむを得ず現場閉所による週休2日の対象外とする期間を設定する場合は、必要最小限の期間とするものとする。また、現場閉所による週休2日対象外期間においては、技術者及び技能労働者が交替しながら個別に週休2日に取り組めるよう、休日確保に努めるものとする。

(5) 実工期

工事開始日（余裕期間が終了した日）から工事完成日（受注者が工事完成届を提出する日）までの期間をいう。

(対象工事)

第3 週休2日工事の対象は、岩手県が発注する土地改良事業等請負工事積算基準及び土地改良事業等請負工事積算基準（施設機械）を適用する全ての工事とする。

(実施手続)

第4 発注者は、全ての工事を対象に、発注者指定型により発注することを原則とするが、現場条件等からこれにより難しい場合は受注者希望型で発注することができることとし、入札公告の際、特記仕様書（別紙1記載例参照）に週休2日工事の対象であることを明示するものとする。

(1) 発注者指定型

発注者が、週休2日工事に取り組むことを指定する方式

(2) 受注者希望型

受注者が、工事着手前に発注者に対して、週休2日工事に取り組むことを協議したうえで実施する方式

2 受注者は、契約後、施工計画書の提出前に、週休2日の取組を工事打合せ簿で監督職員に報告するものとし、その取扱いは以下のとおりとする。

(1) 週休2日の取組の対象期間は、作業日数内とする。

(2) 対象期間中は、休工日を明示した実施工程表を作成し、履行報告時に監督職員に提出するものとする。

(3) 現場特性、天候、その他やむを得ない事情により、作業予定日を休工日とした場合は、当該作業予定日を休工日に振り替えることができる。この場合、振替作業日以降の修正工程表を速やかに監督職員に提出するものとする。なお、振替作業日が土曜日及び日曜日並びに祝日に関する法律に規定する休日となる場合は、完全週休2日（土日祝）の達成とはならないものとなる。

(4) 災害時等の緊急対応及び品質管理・安全管理のために連続して行う必要がある作業等、やむを得ず休工日に作業する場合は休工日を翌日以降の作業予定日に振り替えできるものとする。なお、作業日が土曜日及び日曜日並びに祝日に関する法律に規定する休日となる場合は、完全週休2日（土日祝）の達成とはならないものとなる。

(5) 休工日に発注者が緊急の作業を要請した場合や現場見学会等の対応を行った場合、現場状況から交通規制が必要となり、交通誘導員を配置するものの、その他の一切の現地作業を行わない場合は、現場閉所日として取り扱うことができる。

3 受注者は別紙3を参考に、週休2日工事である旨を工事掲示板等の公衆が見やすい場所に掲示するものとする。（A3判程度）

(発注者の責務)

第5 発注者は、債務及び繰越等の活用による工期の平準化や余裕期間制度を活用するとともに、週休2日の実現に当たり適切な工期設定を行うよう努めるものとする。

2 発注者は、緊急時等やむを得ない場合を除き、休工日に作業が発生するような指示等は行わないものとする。

(週休2日の実施報告)

第6 受注者は、週休2日に取り組んだ結果について、工事完成届を提出する日の20日前(土日等含む)までに、以下の書類を監督職員に提出するものとする。

- (1) 現場閉所日が記載された実績工程表
- (2) 作業日報や週報、出勤簿等休日が確保されていることがわかる資料

(工事成績評定における評価、達成証明)

第7 発注者は、週休2日を達成した場合は、工事成績評定において次の各号の定めにより評価するものとする。なお、評価方法は、別途定める。

- (1) 完全週休2日(土日祝)の達成 評定点合計に追加で2点加点点評価
 - (2) 完全週休2日(土日)の達成 評定点合計に追加で1.5点加点点評価
 - (3) 月単位の週休2日の達成 評定点合計に追加で1点加点点評価
 - (4) 発注者指定型において、明らかに受注者側の週休2日に取り組む姿勢が見られなかった場合は、請負工事施工成績評定要領の別記様式第1「工事成績採点表」における考査項目「7.法令順守等」の「8.その他」の項目において2点の減点点評価
 - (5) 受注者希望型において、週休2日を達成できなかった場合の工事成績は減点なし
- 2 発注者は、週休2日の達成が確認できた場合、完成検査終了後に現場の閉所状況に応じた週休2日達成証明書(別紙2参照)を主任技術者(又は監理技術者)に発行するものとする。

(工事費の積算)

第8 発注者指定型にあつては、当初の予定価格の算定において、それぞれの経費に第3項で定める補正係数を乗じるものとする。また、市場単価方式・土木工事標準単価における補正については、第4項で定める補正係数を乗じるものとする。

ただし、精算時における現場閉所の達成状況を確認した結果、週休2日を達成できなかった場合は、全ての補正係数分を減額して契約変更を行うものとする。

- 2 受注者希望型にあつては、精算変更時に第6に定める期日までに必要な書類の提出があり、週休2日の達成が確認できた場合には、それぞれの経費に第3項で定める補正係数を乗じるものとする。また、市場単価方式・土木工事標準単価における補正については、第4項で定める補正係数を乗じるものとする。

3 補正係数

	補正係数
労務費	1.02
機械経費(賃料)	1.02
共通仮設費(率分)	1.02
現場管理費(率分)	1.05

4 市場単価方式・土木工事標準単価における補正係数

市場単価方式による週休2日の取得に要する費用の計上に関する補正係数

名称	区分	補正係数
鉄筋工(太径鉄筋を含む)		1.02
鉄筋工(ガス圧接)		1.02

防護柵設置工（ガードレール）	設置	1.00
	撤去	1.02
防護柵設置工 （横断・転落防止柵）	設置	1.02
	撤去	1.02
防護柵設置工（落石防護柵）		1.01
防護柵設置工（落石防護網）		1.01
防護柵設置工（ガードパイプ）	設置	1.00
	撤去	1.02
道路標識設置工	設置	1.00
	撤去・移設	1.02
道路付属物設置工	設置	1.01
	撤去	1.02
法面工		1.01
吹付砕工		1.01
軟弱地盤処理工		1.01
橋梁用伸縮継手装置設置工		1.01
橋梁用埋設型伸縮継手装置設置工		1.02
橋面防水工		1.01

土木工事標準単価による週休2日の取得に要する費用の計上に関する補正係数

名称	区分	補正係数
区画線工		1.02
排水構造物工		1.02
コンクリートブロック積工		1.02
構造物とりこわし工	機械	1.02
	人力	1.02
鋼橋塗装工		1.01

（その他）

第9 発注者は、週休2日工事の取組について、予定及び実績を農村計画課技術指導担当に報告するものとする。

（補則）

第10 この要領に定めるもののほか、この要領の実施に関し必要な事項は別に定める。

附 則（平成30年7月13日付け農計第341号）

この要領は、平成 30 年 7 月 13 日から施行する。

附 則（令和元年 5 月 7 日付け農計第 1 号）

この要領は、令和元年 6 月 1 日以降、入札公告に付する工事に適用する。

附 則（令和 2 年 3 月 24 日付け農計第 753 号）

この要領は、令和 2 年 4 月 1 日以降、入札公告に付する工事に適用する。ただし、週休 2 日達成証明書が発行については、適用日以前に達成済みの工事にも適用する。

附 則（令和 2 年 6 月 25 日付け農計第 279 号）

この要領は、令和 2 年 7 月 1 日以降、入札公告に付する工事に適用する。

附 則（令和 3 年 9 月 29 日付け農計第 432 号）

この要領は、令和 3 年 10 月 1 日以降、入札公告に付する工事に適用する。

附 則（令和 3 年 11 月 12 日付け農計第 513 号）

この要領は、令和 4 年 1 月 1 日以降、入札公告に付する工事に適用する。

附 則（令和 4 年 8 月 31 日付け農計第 361 号）

この要領は、令和 4 年 10 月 1 日以降、入札公告に付する工事に適用する。

附 則（令和 5 年 3 月 6 日付け農計第 769 号）

この要領は、令和 5 年 4 月 1 日以降、入札公告に付する工事に適用する。ただし、第 9 については、令和 4 年 4 月 1 日以降完成した工事から適用する。

附 則（令和 5 年 6 月 6 日付け農計第 204 号）

この要領は、令和 5 年 7 月 1 日以降、入札公告に付する工事に適用する。

附 則（令和 6 年 9 月 19 日付け農計第 378 号）

この要領は、令和 6 年 10 月 1 日以降、入札公告に付する工事に適用する。